

種 別	規 程
制 定	平 1 4 . 3 . 2 8
実 施	平 1 4 . 4 . 1
公 布 者	理 事 長

役員退任慰労金規程

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人 四国電気保安協会の常勤理事及び常勤監事（以下本規程では、「役員」という。）の退任慰労金について必要な事項を定める。

(退任慰労金の贈呈)

第2条 退任役員に対して退任慰労金を贈呈する。

(退任慰労金の贈呈額)

第3条 退任慰労金の贈呈額は、別に定める。

(補 則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(平成14年3月28日第169回理事会議決)